佐藤行政相談委員
関東管区行政監察局長より表彰される

てきた、佐藤九三九さん（和納三区）は、関東管区行政監察局長から、その実績が高く評価され表彰された。

また、佐藤さんに相談したいことがありましたら遠慮なく気軽に相談下さい。相談は無料で内容は他に洩れることは絶対にありません。簡単なものは電話や手紙でもかまいませんので相談下さい。（電話　二一三〇六）

私達住民が行政に対して苦情、意見、要望等がある場合、この申し出に親切に公聴的に受理して納得の行くよう処理、相談してくださるのが行政相談員です。この相談員として活躍し

天神山城跡の研究と保存に役立てて
―小国氏の末裔　三万円寄贈―

中世時代の「幻の城」といわれ、それにまつわる悲しい伝説を語り伝え、実在した位置すら明確にされていない和納城、この城を攻め滅した小国氏の天神山城、これらの城が現存する数少ない史料で一つ一つ究明され、村民の郷土に対する認識を新らたにさせているが、六月末、小国氏の末裔が天神山を訪問し祖先を偲んだ。

訪れた大国岩太郎氏（東京都三鷹市在住）は幾度か天神山を訪れたことがあるが、現在、研究と城跡保存が進んでいることを感謝され、天神山松岳城跡保存会（会長高島一郎）に三万円を寄贈された。

同会はこの貴重なお金を基金として、更に城跡の保存と研究を進めることとなった。

村史によって新しい学説が発表され、小国氏の居住と活躍については学界の論争を呼んでおり、小国氏も更に研究を望まれた。

城跡保存については、岩室村総合開発計画に、天神山城の復元も検討されておる。

道路を美しく
物を置かない、すてない

自動車など交通量の増大によって、国、県、村道の整備が進められていますが、せっかく道路を拡張したり、舗装されても特定の人に道路を使用されますと一般住民の迷惑になります。

近年、交通事故が急増していますが、こうした事故の原因に道路上の障害物があげられる場合も多く、道路に物を置いた人に責任が追求されることもあります。

また、道路上に草を投げすてたりしますと事故ばかりでなく、美観もそこねます。〝村を美しく〟するためにも是非皆さんのご協力をお願いします。

子ども会を育てましょう
健全な仲間づくりに
間瀬子ども会が誕生

間瀬小学校の学区を一円とした子供会が誕生して、去る七月二十日（土）間瀬小学校で発会式をあげ、村長さんや其の他の関係者の方々もその会に参列して、新発足をお祝いし、励ましの言葉を与えました。各地域でも続々と結成されるようおすすめをします。

◎子供会とは

子供を構成員とする集団ですが、そこに指導者と育成者とが加わり成立します。

◎子供会のねらい

子供は遊び仲間を求めており、遊びを通じて社会の一員として必要な知識技能および態度を学んでいます。このような子供の遊びの特徴をとらえ、健全な仲間づくりをすすめ、心身の成長発達に大切な活動を促進助長するのが子供会です。このような活動は、学校や家庭における教育とともに欠くことの出来ない重要な教育活動であることを再認識していただきたいのです。

◎対象とする会員について

会員の対象は、義務教育学校だけを対象としたり、就学前の子供を仲間にすることもあります。しかし、子供は成長発達の著しい時期であるので、あまり年令差のある者を同一集団の中に入れて行動を共にさせることに無理が出て来ることがあります。小学校三年生までは幼児期の特色を多分に残し、自己中心性が強く集団活動になじみにくいし、一方、中学生になるともう子供でないという気持ちが強いので、低学年のものと一緒にされることを喜ばない傾向が見られます。そこで活動の主体を小学校高学年以上の子供におき、小学校低学年の会員には運営面に直接関係させないで、行事に参加させることにしたらよいと思われます。また、中学生にはジュニア・クラブを設けて受けとめるのもよいでしょう。さらに、クラブ活動の他に子供会の役員、幹部として小さな子供たちの世話に当らせることも大切なことです。

◎子ども会を結成するには次のことに留意しましょう。

・何のために子供会があるかを明確にすること。
・会の目標、事業内容、運営方法、経費に関する事項を明確にし、会員の意見や希望が会に反映できる仕組みになっていること。
・会の構成、会員の対象を明らかにし、会員としての自覚を高めること。
・いろんな役員や係の選び方や仕事の分担をはっきりさせて、皆んなの子供会であるという性格を明らかにすること。
・おとなの協力や援助を受け入れる体制を作り、地域ぐるみの子供会としての性格をはっきりさせること。

今日の子供たちは、来るべき二十一世紀の担い手となります。子供達を豊かな社会の担い手にふさわしい人間として育てるために、子供会活動を広くすすめましょう。尚、子供会の組織づくりや運営のポイント、実際活動の内容や育成会の基礎作り等の事がらで不明の点は、公民館にご相談を願います。

「危険な花火」あそびをやめましょう

現在市販されている花火の中には、児童、生徒にとって大変に危険と認められるものが沢山あります。

昨年の春、巻町で二つの寺院、その他を焼失した大火事も子供の花火あそびがその原因だと聞いています。危険な花火ほど子供達には好奇心が強く、また、普通の使い方をしないで花火を分解して、もてあそぶ傾向もあります。

そのために人身事故や、火災発生のもとになる恐れもありますので、次のことに注意願います。

①原則として子供達に危険な花火を買わせないようにしましょう。

②安全と思われる花火であっても必ず大人の付添えで上げさせるようにしましょう。

③花火をほぐしてピンにつめたり沢山の花火を一度に火をつけたりしないこと。

④商物花火は途中で火が消えたと思っても爆発することがあるので筒先をのぞかないこと。

⑤花火を人に向けたり燃え易いものの近くで絶対にあげないこと。

⑥必ずそばに水の入ったバケツを用意して置くこと。

各小・中学校では、それぞれ適切な指導がなされるはずです。

学校の先生の指導を守り、花火による事故をなくしたいと思います。

心がけよう
ガスコンロの取扱

コックをひねれば点火する便利なガスコンロも、いったん消し忘れたら大変、取り扱いが簡単であればあるほど注意心がうすれ、それだけに恐ろしい火災やガス爆発の発生危険をひめているといえるのです。

電話のベル、来客、子どもの相手などで「ちょっとだから大丈夫」という気持ちが消し忘れにつながりま

す。ガスコンロを使っているときはその場をはなれない。また、月に一度はガスバーナーなどの掃除、ゴムなどの点検を怠らず行なうことが肝心です。

・使用中は、ときどき換気をする。
・コンロのまわりや上部は不燃材（石膏ボードなど）でおおい、燃えにくくする。
・器具のまわりや上部にはふきんなど燃えやすいものは置かない。
・ひび割れたり、溶けてべとつくゴム管はすぐ取り替える。（石けん水をつけると、ゴム管のひび割れはすぐわかります）
・使用後は、器具栓だけでなく、元栓を必ずしめる。
・バーナーがつまらないように、ときどきブラシで掃除する。
・フードやダットの油かすを取り除き清潔にしておく。

水灘防止・救助に

日赤救命ボート就航

今年も七月二十日より日赤救命ボートを待機させました。

お互いの注意により、いまわしい水灘事故を起さぬようにしましょう。

石油類はキケン
――保管に注意を――

秋の農作業用などでガソリン、石油、灯油などを家庭で保管する場合は

ガソリン　二〇㍑以下
石　油　百　㍑以下
重　油　四百㍑以下

（ただし、重油でも引火点によっては石油と同じ扱いになります。）の制限があります。施設や空地のないままに油類を多量に保管したために、大きな災害となることがあります。事故を防ぐため保管には充分注意して下さい。

・保管は石油缶で
空地や施設のないところでは二百㍑ドラム缶でなく十八㍑ドラム缶で保管して下さい。

長い梅雨もようやく明け、海水浴のシーズンとなりました。

楽しい海水浴に紙一重、なげきの水灘事故が待ちかまえております。

人権コーナー

遺産相続をめぐる人権問題

相続に関する争いは、それをただちに人権問題とみるのは正しくありません。しかし、利害の対立が昂じて、家族の一方が自己の利益をはかるため、他方に対していやがらせや、暴行などによる強制圧迫などの加害行為にでましたときは、人権侵犯として人権擁護機関による救済の対象となります。

関係者が相続に関する法規を十分理解して、信義誠実の原則にしたがって行動することが何よりも望まれます。

〈心配ごと〉　私は、父の反対を押し切って結婚したため、父から勘当する旨申し渡され、現在父とは音信不通の状態ですが、父が死亡した場合、勘当されている私には相続権がないのでしょうか。

〈お答え〉　現在の法律では勘当の制度は認められません。推定相続人の廃除がなされているが、相続人の欠格事由がある場合以外は相続権があります。（参照民法八六一条、八九二条）

戦没者の遺族に
特別弔慰金の支給が改正

特別弔慰金については昭和四十七年度から三ヶ年の間、支給申請を受け付けて参りましたが、昭和五十年三月三十一日で期限切れとなります。

支給の範囲

昭和四十年四月二日から昭和四十七年四月一日までに弔慰金受給者があり、かつ昭和四十七年四月一日現在において公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいない戦没者の遺族。

支給の順位

①　弔慰金受給者。ただし、戦没者の妻（婚姻届が未届）が弔慰金受給後、現夫と事実結婚している場合は除く。

②　弔慰金受給者がいない場合は戦没者の子。

③　戦没者と生計関係を有していた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹。

④　戦没者と生計関係を有していなかった戦没者の父母、祖父母、兄弟、姉妹。ただし、昭和四十七年四月一日現在において次の各号に該当する者は除く。

1、日本の国籍を有しない者。

2、離縁によって戦没者との親族関係が終了している者。

以上ですが、戦没者については昭和十六年十二月八日以後戦没した者に限られます。また支給申請が受理された場合、十年間で二万円、一年間一回支給で三千円が支給されます。

該当する人は、早目に手続きを。詳しくは社会福祉課に問い合わせください。

お知らせ

役場業務

八月十三日　午後　休ませて
八月十五～十六日　いただきます。

たばこは村内で買いましょう